

総合評価方式の類型追加及び一部改正について

東京都では、工事品質の確保を図るため、総合評価方式による調達を進めています。

このたび、工事価格及び施工実績等の技術的能力を総合的に評価する「技術実績評価型総合評価方式（試行）」を追加し、あわせて、技術力評価型総合評価方式における価格点算定式の改正を行いましたのでお知らせします。

【類型追加】

- | | |
|-----------|---|
| 1 名 称 | 技術実績評価型総合評価方式（試行） |
| 2 試行対象金額 | 予定価格が、建築工事 4億円以上、
土木工事 3億2千万円以上、
設備工事 1億2千万円以上
(ただし、特定調達契約による契約を除く。) |
| 3 総合評価の方法 | 評価値（価格点＋技術点）の最も高い者を落札者とする。
技術点評価項目：9項目 |
| 4 施行日 | 平成23年1月4日 |

【一部改正】

- | | |
|----------|--|
| 1 主な改正内容 | <ul style="list-style-type: none">基準値*を算定式の項目に加え、基準値を下回る入札があった場合は、基準値を価格点の最高値とすることとしました。調査基準値*を算定式の項目に加え、調査基準値を下回る入札で得られる価格点は、現行より上昇率を下げました。 <p>(※基準値：低入札価格調査における特別重点調査判定基準値を参考とした数値)
(※調査基準値：調査基準価格または最低制限価格の概数)</p> |
| 2 施行日 | 平成23年1月4日 |

詳しくは「技術実績評価型総合評価方式試行要綱」及び「技術力評価型総合評価方式試行要綱」をご覧ください。

【問い合わせ先】

財務局経理部契約調整担当

直通(03)5388-2607